

令和元年 8 月 30 日 策定

一般事業主行動計画

滝川ガス株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させ、従業員全員が働きやすい環境を作ることにより、従業員がその能力を十分に発揮できることを目標に、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和元年 9 月 1 日 ~ 令和 3 年 8 月 31 日までの 2 年間

2. 内 容

目 標(1) 男性も育児休暇が取得し易いよう、男性も女性と同様に育児休暇が取得可能であることを、職員に対し周知すると共に、育児休暇取得者に対する他従業員の理解と協力により、男性でも気兼ねなく子育てに専念できる環境づくりを目標とする。

<対 策> ・令和元年 9 月

- 特に管理職に対し、男性であっても要件を満たす場合、育児休暇取得の申し出を拒むことの無いよう、意識改革を図るべく朝礼時に説明と理解を求めた。

目 標(2) 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の意義・目的に対する理解を図ることを目標に、周知および情報提供を行う。

<対 策> ・令和元年 9 月～

- 法に基づく諸制度内容を調査・確認し、制度に関するパンフレットを作成して従業員全員に配布する。